

2025 年 2 月 27 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

非正規労働者の雇用安定と均等待遇に関する要請書

日頃から、厚生労働行政の推進にご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

さて、全国で非正規労働者として働いている人数は、総務省労働力調査（2024 年 11 月分）によると全国で 2152 万人、全体の 36.9 パーセントにも達しています。自治体職場においても、臨時・非常勤等職員数はすでに地方公務員全体の 3 分の 1 を超えており、自治体また社会全体で見ても、非正規労働者は職場になくてはならない存在となっていますが、賃金・労働条件は低く抑えられています。

2020 年 4 月より、正規労働者・非正規労働者の雇用形態にかかわらず、同一労働同一賃金として、不合理な待遇格差の解消が進められています。また、労働契約法第 18 条によって、無期契約労働者が増加する一方で、格差がうまらないまま無期転換となることを危惧して有期に留まる労働者、契約期間 5 年に達する前の雇い止めが起きている現状など、法の趣旨とかけ離れた事案も散見されています。有期契約労働者にとって、無期労働契約への転換は、雇用不安を解消するだけではなく、仕事に対するモチベーションにつながるため、無期転換ルール の周知と確実な実施を推進していく必要があります。公務・民間に関わらず、より良い公共サービスを提供するためには、経験豊富な労働者の存在が不可欠です。

つきましては、非正規労働者の雇用安定と均等待遇にむけて、総務省など関係省庁とも連携し、より一層の取り組みを要請いたします。

記

1. 非正規労働者が意欲をもって働けるよう「同一労働同一賃金ガイドライン」を踏まえ、同一の事業所における正規職員との均等・均衡待遇の実現にむけ、さらに対策を講じること。
2. 労働契約法 18 条の無期転換ルールを踏まえ、希望する者が無期転換へ円滑に進むよう対応を強化すること。また、自治体職場においては、会計年度任用職員の雇い止めや、雇用年数の上限を設ける等の問題が散見されていることから、雇用不安の解消につながる制度となるよう、関係省庁と連携した対策を講じること。
3. 介護労働者・保育士・放課後児童支援員・婦人相談員等といった社会福祉の担い手及び保健師・看護師等といった保健衛生の担い手不足が深刻化する中、住民福祉向上のため、経験豊富な労働者の確保が求められていることから、安定した事業運営にむけた施策が展開できるよう対策を講じること。

以 上